

5. DCの資産運用の改善

【施行期日：公布日から2年以内で政令で定める日】

- 企業型DCの運用商品の選定・提示ルールが、以下の通り改正されます。

継続投資教育の努力義務化	継続投資教育の実施について「配慮義務」から「努力義務」へ引上げ
運用方法の選定・提示に係る規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用商品数の上限の設定（施行日から5年間の経過措置あり） ● リスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品の提供義務 ● 元本確保型商品の提供義務の廃止
指定運用方法（デフォルト商品）に係る規定の整備	「指定運用方法の基準」「加入者への情報提供義務」「運用指図を行わない者の取扱い」等について規定を整備
運用商品の除外規定の見直し	商品選択者の同意要件を「全員」から「3分の2以上」に緩和

6. 簡易型DC（簡易企業型年金）制度の創設

【施行期日：公布日から2年以内で政令で定める日】

- 従業員100人以下の中小企業を対象に、設立手続等を簡素化した簡易型DC（簡易企業型年金）制度が創設されます。ただし、制度設計は画一的になることが予想されます。

実施主体	加入資格を有する者の数が100人以下であること
対象者	実施事業所に使用される全ての厚生年金被保険者が加入資格を有すること
掛金額	政令※で定める基準に従い企業型年金規約で定める額
運用商品数	政令※で定める数以下、かつ、2以上

※ 詳細は政省令案等で規定される予定。

＜今般の制度改正の意義＞

- 老後生活に向けた自助努力に対する税制優遇措置を、20歳以上の全国民が享受できるようになります。
- 中小企業にとって、新たな企業年金制度の選択肢が加わります。
- DC制度の利便性が更に向上します（掛金の年単位化、運用の改善など）

・本資料は、お客さまへの情報提供を目的に作成したものです。法律・会計・税制上の具体的な取扱いにつきましては、各分野の専門家にご確認ください。

・本資料の内容は2016年5月時点の情報に基づいており、今後公布・発出される政省令・通知等の規定によっては改正事項が一部変更となる可能性がありますので、その点ご留意いただきますようお願い申し上げます。



年金信託部 リそな年金研究所 〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟
TEL: 03-6704-3321 Mail(受信専用): Pension.Research@resonabank.co.jp

確定拠出年金の制度改正について

～ 改正DC法の概要 ～



リそな年金研究所



2016(平成28)年5月24日、確定拠出年金(DC)制度の改正等を柱とした「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」が、第190回通常国会において可決・成立しました。同法の施行期日および主な概要は、以下の通りです。

2017(平成29)年
1月施行

1. 個人型DCの加入可能範囲の拡大

2018(平成30)年
1月施行

2. 拠出規制単位の年単位化

3. 個人型DCへの小規模事業主納付制度の創設

公布日から2年以内で
政令で定める日に施行
(遅くとも2018年5月まで)

4. ポータビリティ(制度間の資産移換)の拡充

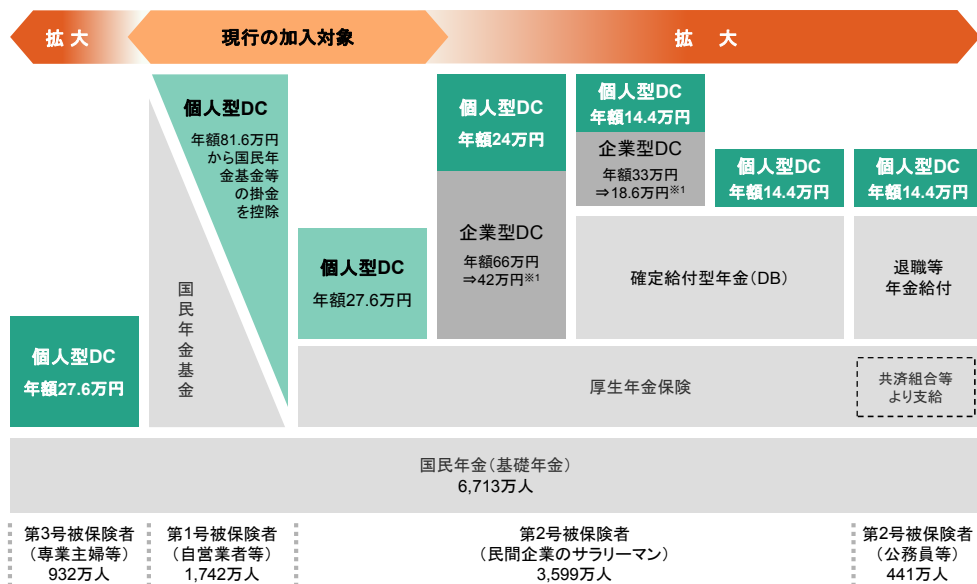
5. DCの資産運用の改善

6. 簡易型DC(簡易企業型年金)の創設

1. 個人型DCの加入可能範囲の拡大

【施行期日：2017年1月1日】

- 個人型DCの加入可能範囲が、共済年金加入者、国民年金の第3号被保険者(専業主婦等)および企業年金等加入者にも拡大されます(対象者および拠出限度額は下図の通り)。
- これにより、原則20歳以上のすべての国民が、職業やライフスタイルの変化等にかかわらず、生涯にわたって継続的に老後にに向けた自助努力を行うことが可能となります。



※1 企業型DCの事業主掛金の上限を引下げること等を規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入が認められる。
 ※2 国民年金(基礎年金)の被保険者数は、2015(平成27)年3月末現在。

2. 拠出規制単位の年単位化

【施行期日：2018年1月1日】

- 企業型DC・個人型DC双方において、掛金拠出の規制単位が月単位から「年単位」に変更され、より柔軟な掛金拠出が可能となります。

【現行】各月で拠出限度額の使い残しが発生

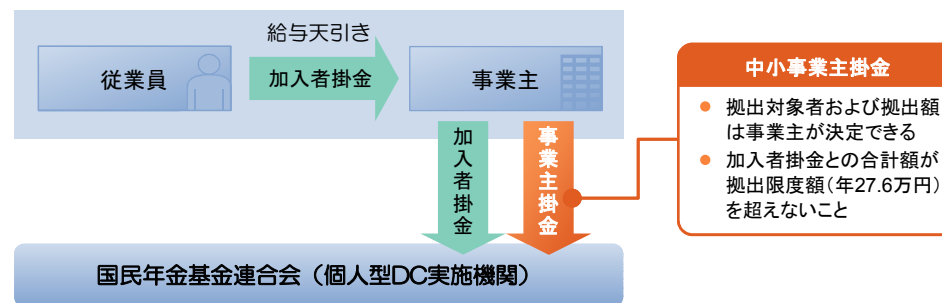
【改正後】使い残した分を賞与時(例:6・12月)にまとめて拠出可能



3. 個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設

【施行期日：公布日から2年以内で政令で定める日】

- 企業年金を実施していない従業員数100人以下の事業主は、労使合意に基づき、個人型DCに加入している従業員に対し、掛金(中小事業主掛金)を追加拠出することが可能となります。



4. ポータビリティ(制度間の資産移換)の拡充

【施行期日：公布日から2年以内で政令で定める日】

- DC、確定給付企業年金(DB)、中小企業退職金共済(中退共)の間の年金資産の移換(ポータビリティ)が、以下の通り拡充されます。

	移換前の制度	移換先の制度			
		DB	企業型DC	個人型DC	中退共
移換前に加入していた制度	DB	○	○※1	○※1	×⇒△※3
	企業型DC	×⇒○	○	○	×⇒△※3
	個人型DC	×⇒○	○	○	×
	中退共	△※2⇒△※2+※3	△※2⇒△※2+※3	×	○

※1 DBから企業型DCおよび個人型DCには、本人からの申出により脱退一時金相当額を移換可能。

※2 中退共に加入している企業が中小企業でなくなった場合のみ資産の移換が可能。

※3 合併・会社分割等の場合に限り措置。